

くらしの安心・安全情報をお届けします！

墨田区消費者ニュース



「格安料金」のチラシを見て見積もり取ったはずなのに・・・
断り切れずに高額な契約に！



「消費者庁イラスト集」より

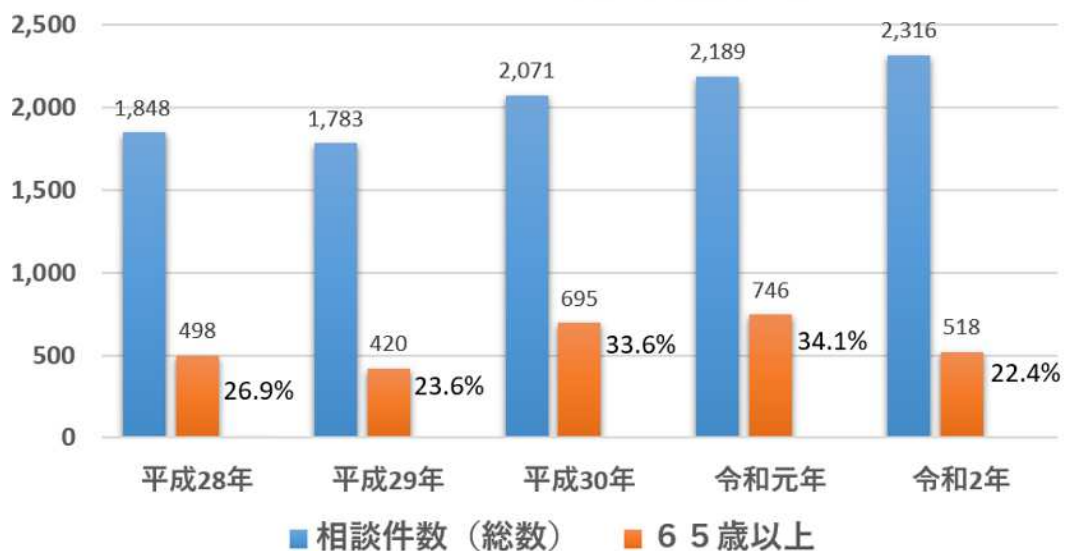
困ったときは、すみだ消費者センター
(03-5608-1773) までご相談を！

Vol.175
令和3年夏号

NEWS-ニュース-

高齢者による消費生活相談は過去 5 年間の平均で全体の 3 割近くにも及びます！

墨田区における高齢者相談の推移



高齢者被害の特徴

- 昼間、家にいることが多く悪質な訪問販売などの被害にあいやすい。
- 健康や、家の耐久性など、日頃の不安に付け込まれやすい。
- 誰とも相談せずに契約し、だまされたことに気づきにくい。
- 認知症など、判断能力が低下した高齢者が被害にあいやすい。

高齢者の主な相談内容（令和２年度）

- ① **運輸・通信サービス**・・・・・・・・・・ 83件
（電話、インターネットサービス関係 など）
- ② **食料品・食品関係**・・・・・・・・・・ 47件
（健康食品、ダイエット食品の定期購入など）
- ③ **商品一般**・・・・・・・・・・ 46件
（架空請求等に関するトラブルなど）

運輸・通信サービスでは、「電話料金が安くなると勧誘を受け契約したが、インターネット利用料と電話料金が、勧誘時の説明と違っていた。」

食料品・食品関係では、「スマホの広告を見て初回限定特別価格と書いてあったサブリを注文したが、定期購入になってしまった。」

商品一般では、「未納の料金がある。今日中に連絡がなければ法的手続きを取るなど書かれたSMSが携帯電話に届いた。」などのご相談がありました。

令和３年度も、高齢者を取り巻く消費生活問題に関して、さまざまなご相談が寄せられております。少しでも「あれっ？！おかしい！」と思ったら、一人で悩まずに、「すみだ消費者センター」にご相談してください。

今号の相談事例・アドバイス

こんなはずではなかった！

不用品回収サービスでの契約トラブル

～ 料金やキャンセル料に関するトラブルが発生しています ～

◇相談事例

一人暮らしの母が、3日前に不用品回収業者の「圧倒的低価格」「無料見積」と書かれた投げ込みチラシをみて見積りを依頼した。

今日、業者が来て見積りをした。チラシにはいくつかのプランがあり、一番高いプランでもトラック1台で6万5000円と書いてあったが、言われた見積りは、トラック2台で回収費用は40万円だった。

チラシに書かれていた一番高いプランの3倍以上だったので、「家族に相談してから決める」と言ったが、「早く決めた方が希望する日になる」、「早く決めた方がすぐに準備が進められる」とせかされて契約

してしまったようだ。

その際に内金 5 万円を払って欲しいと言われた為、「今、手持ちの現金は無い」と伝えたところ、「銀行まで車で乗せていくから」と言われ、銀行まで連れていかれ、払ってしまった。

作業は 4 日後になっており、母もせかされて契約してしまったと言っており解約したい。

◇アドバイス

すみだ消費者センターでは、不用品回収サービスについて「見積りのつもりで呼んだ事業者に契約をせかされた」、「チラシやネットの広告に書かれていた料金ではなかった」、「高額なキャンセル料を請求された」などの相談が寄せられています。

契約にあたっては他社にも相見積りを取るなど十分な検討が必要です。また、契約

する際にもどの作業にどのくらいの料金が
かかるか、当日、作業によっては追加料金
がかかることはないかなど具体的に確認し
ておきましょう。

この事例では、契約者が書面にて解約の
申し出をしたところ、キャンセル料なしで
解約することができ、支払った内金5万円
についても返金されました。

見積りをとるつもりで自宅等に訪問して
もらった事業者から、契約を勧められた場
合などの「訪問販売」に該当する際には、
クーリング・オフ等ができる場合があります。

事業者とトラブルになっ
たら、すぐに消費者センターに
相談してください！！



出前講座のご案内

催眠商法

資格商法

敷金トラブル

長期サービス契約

点検商法

架空・不当請求

振り込め詐欺

送り付け商法



すみだ消費者センターでは、悪質商法や契約などに関するトラブルの未然防止のため、専門員が分かりやすくお話しする出前講座を実施しています。

日時	原則、月曜日から金曜日の午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで（年末年始、祝日を除く）
対象	区内の学校の授業・老人会・自治会・婦人会 ・PTA・福祉関係者・その他自主的な学習グループなど（10 人以上）
講義時間	1 回 2 時間まで
会場	会場をご用意ください （会場使用に費用がかかる場合は、自己負担になります）
申込み	すみだ消費者センター 〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 2 階 TEL：5608-1516 FAX：5608-1510 ※ <u>新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、お申込みできない場合もあります。詳しくは、お問合せください。</u>

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

※日曜日・祝日、年末年始はお休みです

■相談時間・・・午前 9 時～午後 4 時 30 分

■所在地・・・墨田区押上 2-12-7 セトル中之郷 2 階



- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3 出口から徒歩 3 分
- 東武スカイツリーライン「東京スカイツリー駅」東口から徒歩 7 分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター前」で下車

令和 3 年 6 月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 ☎5608-1516